

群馬県立館林高等学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日

群馬県立館林高等学校(以下本校とする)は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

本校は、すべての生徒及び教職員・保護者が、「いじめ」は本校のどの生徒にも起こりうるという認識をもち、「いじめは絶対に許さない」という断固たる決意の基にいじめ防止への基本的な考え方を以下のように定める。

- (1) 生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、保護者・地域及び関係機関等と連携し「いじめ防止対策推進委員会」が速やかに対応する。

2 校内組織

本校は、「群馬県立館林高等学校 いじめ防止対策推進委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

(1) 構成員

- ① 委員長 校長
 - ② 委員 教頭、生徒指導主事(部活動顧問代表を兼ねる)、学年主任、生活指導係教諭、教育相談係教諭、生徒会係長、養護教諭、スクールカウンセラー
- ※個々の事案に応じて、担任や部活動顧問等も参加する。

(2) 取組内容

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止年間指導計画の作成
- ② いじめ防止に関する研修会の企画立案・実施
- ③ いじめアンケート調査の実施と結果のまとめ報告
- ④ 未然防止、早期発見対応等の取組とその点検、改善

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に対する具体的方策のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。

また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言動に注意し、普段と違う様子に気付けるようにするとともに、相談しやすい雰囲気を作成する。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) 一見いじめに見えなくても生徒の心情をはかり、いじめに該当するか否かを聴取する。
- (3) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめで受けた心身の苦痛を当該生徒が感じていないと認められること。
- (4) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させ、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (5) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、周知状況を学校評価において評価し、改善を図る。